

歯科健診実施細則

この細則は、カゴメ健康保険組合健康診査等補助金支給規程第2条に規定する「歯科健診」の実施方法について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

(支給要件)

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 受診日に資格を有している被保険者であること
- (2) カゴメ健康保険組合が用意する歯科健診票又は歯科健診問診票を提出すること。
- (3) 受診期限日は12月31日迄とする。
- (3) 請求書類は1月31日までに組合に到着していること

(実施機関)

第2条 実施機関は次のとおりとする。

組合契約機関（以下「健診機関」という。）又は任意の歯科医院

(指定健診項目)

第3条 指定健診項目は次のとおりとする。

健診項目	備 考
口腔健診	

(補助金の額及び支給回数)

第4条 指定健診項目に対する補助金の額は次のとおりとし、支給回数は1年度につき1回を限度とする。

補助金の上限額	備 考
3,300円（税込み）	

(実施方法)

第5条 歯科健診の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 健診を計画する事業所は、健診機関と健診実施が可能か打合せをする。
事業所は打合せ前に、健診会場をあらかじめ確保し、おおよその健診予定者数も把握しておく。
- (2) 事業所が選択した健診機関の契約は健康保険組合と事業所が選択した健診機関とで契

約を締結する。

- (3) 実施機関から組合に歯科健診結果の通知及び補助金の請求があり、健康保険組合は確認のうえこれを支払う。
- (4) 業務、傷病等で未健診の場合は歯科医院での健診も補助対象とする。
- (5) 歯科医院で健診した場合は歯科健診補助申請書に健診結果票（歯科健診票又は歯科健診問診票）及び領収証（原本）を添付し健康保険組合へ補助申請とする。
- (6) 健康保険は使用しない、健診は必ず「全額自己負担」とすること。

（補助対象外）

第6条 次の各号のいずれかについては原則として補助の対象としない。

- (1) 健康保険を使用し歯科健診を受診したとき。

附則

この細則は令和5年3月1日から施工する。